

消費生活に関するトラブルで困った時はこちらに相談を!

消費者ホットライン 188 (いやや!) 番 (局番なし)

大阪府消費者生活センター

TEL 06-6616-0888



私たち、大阪府消費者学生リーダー会の大学生がリーフレットを 作成しました!

武庫川女子大学 中村 美月 武庫川女子大学 辻 萌々華 武庫川女子大学 荒木 夕奈 大阪樟蔭女子大学 所谷 留希 和歌山大学 中嶋 未歩 和歌山大学 監修: 産学協働人材育成機構AICE 岡崎 裕(和歌山大学)

大阪府消費者学生リーダー会とは?

大阪府消費者学生リーダー会とは? 大学生で構成する消費者教育・啓発活動を 目的としたボランティア団体です。













https://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html

リーフレットのデータはこちらからダウンロードできます。 回信 楽国

学生リーダー会 パンフレット

リーダー会HP





令和3年度大阪府消費者生活センター委託事業 大学生期における消費者教育推進事業

改正民放の施行により、2022年4月から成年年齢が引き下げられます。このリー フレットは、その意味や注意することなどを考えてほしくて大学生が作りました!



おいタナカ! 今月3回も遅刻しとるで! 来年からお前も「成年」になるんやし、責任感を持って行動せい!

は~い…。

でも、お酒やたばこは20歳からですよね?

選挙権は前からあったし…。 成年年齢引き下げたところで、そんな変わらんとちゃうんですか?



いやいや、そんなことはないで。 いろんなことができるようになるから、その分責任持って行動せな アカンようになる。

何ができるようになるか、 具体的に見ていこか。

成年年齢引き下げ

2022年4月1日より、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる こと等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されます。 成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる」「父母の親 権に服さなくなる」という意味があり、契約という点においては親 の同意が必要ない代わりに契約を取り消すことができる権利(未 成年者取消権) は行使できなくなるなど特に注意が必要です。

主な登場人物



先生

- ●学年主任
- ●担当科目は現代社会



タナカ

- ●高2
- ●のんびり屋でマイペース

マルチ商法

マルチ商法とは?

加入者が他の者を次々に加入させて、販売組織を 広げていく販売法。 新明解国語辞典第七版より

どんな問題があるの?



注意!

他の人を入会させると加害者の立場になってしまいます。周囲からの信用も失ってしまうので気をつけましょう。





18歳になると、親からの同意がなくても契約できるんや。 つまり…親の許可がなくても携帯電話や家が買えるってことやね。 クレジットカードも作れるねんで。

親にわざわざ聞かんでもいいんですね!自由に買い物できるんやー!





ただ…契約は簡単にはやめられへんってことを忘れんといてや。 未成年者は親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる、 「未成年者取消権」っていうのがある。けど、成年年齢が引き下げられると、 18歳になった君たちはこの権利が行使できへん。 つまり、契約を取り消すことができないんよ。

よく考えて契約せなアカンっていうことですね。



近年は、仮想通貨や投資、アフィリエイトといったもうけ話をして勧誘する「モノなしマルチ商法」 も起きています!

被害にあわないために…

- 「簡単にもうかる」という言葉を信じない!
- ●安易に高額な借金をしない。

そういえば、成年年齢が18歳に引き下げられるなかで、 2022年4月から少年法の改正もあるみたいだよ・・・

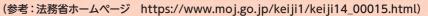
18歳・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用されるけど…



事件によっては17歳以下と 異なる取り扱いがされる!



起訴(略式手続きは除く)されると、 犯人の実名・写真等の報道ができるように…





18歳をターゲットにした詐欺が増えるやろなあ…。よー考えんと物を買ったり、儲かるからゆわれて変な商売始めたりとかせんといてや。

そっか! 自由に契約できるってことは、よう分からん人とも契約できてしまうってことですね…気をつけへんと。





せや! 少年法も改正されるみたいやで。 これからはますます責任をもって行動せなアカンようになるぞ。

「成年年齢引き下げたところでそんな変わらん。」って思ってたけど…。 自由に契約できたり、責任ある行動求められたり、いろんなことが変わるんですね。





せやで! 「選択1つで人生が変わる」こともあるから、よーく考えて行動してな!

定期購入トラブル





契約する際のポイント

ホームページや契約書、利用規約を隅々までチェック!

「定期購入」になってない?追加料金は? 「解約・返品」はできる?

●記録を残す!

申し込み画面はスクショ! 事業者と連絡がとれないときは、電話や メールの記録といった「証拠」を残す!

●安易に契約しない!

通信販売はクーリング・オフ制度の対象 外です。

他の商品とも比較し、よく考えてから購入しましょう。

